

拝啓 社長殿



朝倉令子税理士事務所

〒392-0010 長野県諏訪市洪崎 1791 番地 95

TEL 0266-58-3091 / FAX 0266-58-9931



（片倉館のチューリップ）

後期高齢者医療制度の創設

平成20年4月から、後期高齢者医療制度が始まっています。

75歳以上の方または65歳～74歳の方で一定の障害の状態にあることにつき広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することになります。

この場合、現在加入している政府管掌健康保険の被保険者・被扶養者ではなくなります。また、被保険者が資格喪失した場合、75歳未満の扶養されている方も被扶養者でなくなるため、新たに国民健康保険等に加入することとなります。（ただし、平成20年4月から9月までは保険料負担を凍結し、平成20年10月から平成21年3月までは保険料を9割軽減することとしています。また、加入から2年間は、被保険者均等割の半額に軽減されます。）

したがって、後期高齢者医療制度に加入する方は、5月に支給する給与等から健康保険料を控除しないこととなります。また、社会保険事務所への資格喪失届が必要となります。

後期高齢者医療制度に加入することとなった被保険者の健康保険料は、原則として年金から徴収されることとなります。負担額の上限は50万円です。

税制改正情報 第14号 リース取引に関する改正点

今月は、平成20年4月から改正になったリース取引について、みていきましょう。

1. リース取引の種類

リース取引は、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引とに分けられます。ファイナンス・リース取引とは、次の2つの要件を満たすものとされています。

- 中途解約不能
- フルペイアウト（リース物件を所有した場合とほぼ同じ利益を受けられると同時に、リース物件を所有した場合とほぼ同じ費用を負担する。）

ファイナンス・リース取引は、さらに、所有権移転ファイナンス・リース取引と、所有権移転外ファイナンス・リース取引とに分けられます。多くの会社で利用されている、コピーやパソコンのリースは、ほとんど「所有権移転外ファイナンス・リース取引」に該当します。

オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引に該当しないリース取引をいいます。

2. 会計基準での処理と税法上での処理

今回の改正では、所有権移転外ファイナンス・リース取引が売買取引（資産計上）として取り扱うこととされましたが、会計基準による処理と税法上の処理では、以下のように異なる点があります。

	会計基準	税法上
経理処理	改正前：売買取理 (例外：賃貸借処理) 改正後：売買取理	改正前：賃貸借処理 改正後：売買取理
リース資産計上額	リース料総額から利息相当額を 控除した金額	リース料総額
適用開始	平成20年4月1日以降に 開始する事業年度より	平成20年4月1日以降に 締結するリース契約より

3. 消費税の取り扱い

税法上、リース取引を売買取引として取り扱うこととされたことにより、消費税の処理に注意しなければなりません。

リース取引を売買取理、すなわち資産計上（資産を取得）するわけですから、リース契約時に消費税全額について仮払消費税等をたてることとなります。つまり、リース料総額が、契約を締結した事業年度の課税仕入れになるのです。

賃貸借処理の場合に、月々のリース料支払い時において課税仕入れとしていた処理とは異なってきます。

(大久保 久美子)

相続にまつわるQ&A集シリーズ ⑥

Q8 相続の承認と放棄について教えてください

A8 相続の承認と放棄については以下のとおりです。

■ 相続の承認・放棄

相続人は、相続の開始を知ったときから3ヶ月以内に相続の放棄や限定承認の手続きをするかどうかを選択しなければなりません。いったん選択したら、原則としてこれを取り消すことはできません。

① 単純承認

相続人が単純承認したときは（つまり、限定承認や相続放棄といった手続きを何もとらなければ）、被相続人の権利義務を無限に承継します。もし、相続財産がプラスの財産よりマイナスの財産のほうが多いときは、マイナスの財産だけが残ることになります。このような場合には、相続人が所有している財産から弁済しなくてはなりません。

② 限定承認

相続人は、全員で共同して、プラスの相続財産の範囲内でのみ、被相続人のマイナスの財産を引き継ぐという方法を選択することができます。これを「限定承認」といいます。つまり、相続財産の範囲内で被相続人の債務を弁済し、残りの債務については責任を負う必要がないわけです。

限定承認を選択する場合には、相続人全員で相続が開始したことを知ったときから3ヶ月以内に、家庭裁判所にその旨を申し立てなくてはなりません。相続人のうち一人でも単純承認してしまうと、他の相続人は限定承認を選択することができなくなり、単純承認か相続放棄を選択するしかなくなります。また、限定承認する前に、相続財産の一部でも処分したりしてしまうと、単純承認したものとみなされ、それ以後限定承認を選択することはできません。

限定承認を選択した場合で、プラスの財産のほうがマイナスの財産より多かった場合には、被相続人が相続財産を時価で譲渡したものとして譲渡所得が発生します。この譲渡所得税は相続税の計算で債務控除できます。

③ 相続放棄

相続財産のすべてを放棄するのが相続放棄です。プラスの財産もマイナスの財産もすべてを拒否するわけです。限定承認と同じように、相続の開始があったことを知ったときから3ヶ月以内に家庭裁判所に申し立てをしなくてはなりません。限定承認と異なり、相続人それぞれが選択することができます。

相続放棄の手続きをとると、その人ははじめから相続人でなかったものとみなされますので、放棄をした人について代襲相続はありません。

(税理士 朝倉 令子)



朝倉令子税理士事務所

〒392-0010 長野県諏訪市洪崎 1791 番地 95

TEL 0266-58-3091 / FAX 0266-58-9931

<http://www.asakura-office.net>

info@asakura-office.net